

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



播磨町 兵庫県立考古博物館と街並み

掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2025年9月16日 No. 260

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328

E-Mail : hyougokenkentu@mub.biglobe.ne.jp

URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>

資格確認書の一括発行について

令和7年12月2日以降は現行の被保険者証（健康保険証）が使用できなくなることから、

- 1 マイナンバーカードを作成していない方
 - 2 マイナンバーカードを持っているが健康保険証の利用登録をしていない方
- 以上の方に一括して健康保険資格確認書を作成し送付します。

該当する方は当方で把握しますので、交付申請書の提出は不要です。

なお、マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方は、申請により作成しますので、11月中旬頃までには資格確認書（再）交付申請書を提出し、令和7年12月2日に間に合うように準備してください。

- 送付対象者⇒令和7年9月12日（金）時点の加入者
⇒9月16日以降に健保で入力処理した対象者にはその都度資格確認書を送付
- 送付時期⇒令和7年11月初旬
- 送付方法⇒被保険者（被扶養者分も同封）ごとに個別の窓あき封筒に封入し、対象者リストと同封で事業所に送付
- 資格確認書の様式⇒「ハガキ」サイズ（より少し小さめ）でA4の台紙から切り離して使用
- 有効期限⇒5年間（令和12年11月30日まで有効）
- 資格確認書の返納⇒資格が無くなった方は資格確認書を回収し返納してください。
※資格確認書発行済み者の把握など、具体的な回収方法は後日お示しします。

マイナ保険証は、かかりつけでない、初めて行った病院でも、過去の治療歴や投薬の状況が、本人から伝えなくても医師が把握できます。また、入院など高額な自己負担が発生する場合に、所得に応じた一定の限度額までの窓口負担とすることができます。入院が決まってから「限度額認定証」を至急送ってほしいとの依頼が後を絶ちません。入院時の慌ただしいタイミングで手間を省けます。

まだマイナ保険証の利用登録をされていない方は早めに利用登録をお願いします。

資格確認書の一括発行について、事業所担当者の皆さまへの説明会を予定しています。

日時：令和7年11月6日（木）13：30から Webで開催します。

後日ご案内をお送りし参加申込方法などをお知らせします。

● 被扶養者認定状況の定期確認（検認）について

被扶養者認定状況の定期確認（検認）については、健康保険法施行規則第 50 条の規定により、平成 16 年度から毎年実施しているところです。令和 7 年度は、令和 7 年 9 月 16 日に依頼文書等と「健康保険被扶養者確認調書」を送付しますので、令和 7 年 10 月 15 日（水）までに提出いただくようお願いします。

検認は、保険診療を適正に受けていただくための重要な事業であり、「健康保険被扶養者認定取扱要領」（※1）により取り扱うこととしますので、事業主・被保険者・被扶養者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※1 （「健康保険被扶養者認定取扱要領」は、当組合ホームページの「届書・請求書のダウンロード」コーナーまたはトップページのメニューバー「届書・請求書」から「適用関係⇒被扶養者の増減⇒参照」に掲載しています。）

なお、海外に在住する被扶養者の認定については、当組合ホームページの「けんぽからのお知らせ」令和 7 年 9 月 16 日、「海外在住被扶養者の認定について」をご参照ください。

確認調書の提出についての留意事項は次のとおりです。

- マイナンバー制度による情報連携を活用し、被扶養者の方の令和 6 年中の収入額を健康保険組合で確認します。

被扶養者の認定基準（収入）は 60 歳未満が年間 130 万円未満、60 歳以上が年間 180 万円未満となっていますので、*対象となる収入範囲（下に記載の 1～10）と収入額を確認いただき、令和 6 年中の収入額が認定基準（収入）を超えている場合は、被扶養者の不該当手続きをしてください。この場合の被扶養者不該当年月日は令和 7 年 1 月 1 日となります。

*対象となる収入範囲は、1 給与、2 自営業等、3 不動産、4 公的年金、5 雇用保険給付金、6 健康保険給付金、7 投資、8 利子、9 個人年金、10 養育費等その他の収入です。

なお、収入があり、認定基準の範囲内である方は、これまで通り収入額が確認できる書類を添付してください。

- 学生証のコピーは、有効期限にご注意いただき、有効期限が裏面に記載されている場合は「表」「裏」の両面をコピーしていただくようお願いいたします。
- 給与明細が紙で発行されず、メールやウェブで確認（通知）する機会が増えてきています。印刷して添付いただく場合に氏名、支給月、総支給額が印刷されるよう注意してください。
- 障害年金、遺族年金については非課税ですが、収入となりますので、老齢年金と同様に金額のわかるもの（年金額改定通知書や年金支払通知書のコピー）を添付してください。
- 年金生活者支援給付金を受けておられる場合は、他の年金と同様に金額のわかるものを添付してください。
- パート・アルバイト等の収入がある方で、①勤め始めたばかりで給与支払いの実績が少ない方、②給与支払明細が用意できない方は、勤務先の事業主様に「年間給与（支払い・見込み）証明書」を作成いただき提出をお願いします。
- 「健康保険被扶養者確認調書」に中学生以下の方は印字されておりません。また、被扶養者が中学生以下の方のみの場合は「健康保険被扶養者確認調書」が作成されていないのでご承知おきください。
- 人手不足などにより一時的に収入の変動があった場合に、「年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定」として、被扶養者として認定される取り扱いや所定の様式については、当健康保険組合のホームページの「けんぽからのお知らせ」令和 7 年 9 月 16 日をご確認ください。
- 「収入がない人の扶養理由申立書」「被扶養者現況届」「父母の収入状況確認申出書」「年間給与（支払い・見込み）証明書」の用紙については、1 部お送りしますが、不足分はコピーしていただくか、当組合ホームページの「けんぽからのお知らせ」に掲載していますので、ダウンロードしてください。

「けんぽからのお知らせ」令和 7 年 9 月 16 日をご確認ください。

● 配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者認定について

～ 令和7年10月1日から変わります ～

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除が創設されました。

このことにより、健康保険の被扶養者の認定において、配偶者を除き、19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入に関する認定要件については150万円未満^{※1}とします。

対象となるのは、令和7年においては平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ^{※2}です。

なお、収入要件以外の被扶養者としての認定要件に変更はありません。

また、10月1日からの取り扱い変更となりますので、**現在、提出をお願いしている被扶養者認定状況の定期確認（検認）においては、適用されません。**

検認において現行の収入の基準額130万円未満で被扶養者として認められなかった場合や、現在被扶養者として認められていない者で10月1日以降に該当する場合は、別途届出をお願いします。

※1 所得税法上の特定親族特別控除では150万円以下として控除額が示されていますが、健康保険の扶養認定においては150万円未満とします。

※2 所得税法上ではその年の12月31日の現況で控除対象扶養親族に該当する範囲を定めていますので、健康保険においても今般の税制改正に合わせた取り扱いとします。

なお、60歳到達による基準額の変更（180万円）については、これまでどおり到達年月日から変更する取り扱いで変わりはありません。

● 令和7年度「インフルエンザ予防接種補助」・

「新型コロナワクチン接種補助」について

今年度も次のとおり実施しますので、被保険者及び被扶養者の皆様への周知について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。

- 1 補助対象者
 - (1) 被保険者請求分
費用を負担した被保険者・被扶養者
 - (2) 事業主請求分
費用を負担した事業主（被保険者分・被扶養者分）
- 2 補助金 接種を受けた者1人につき
 - 1回接種を受けた場合 2,000円以内の実費
 - 2回接種を受けた場合 4,000円以内の実費
- 3 実施機関 事業主・被保険者・被扶養者が希望する医療機関
- 4 請求方法 事業主様を経由して、「インフルエンザ予防接種補助金請求書」「新型コロナワクチン接種補助金請求書」に必要な書類を添付し、令和8年2月27日（金）までに兵庫県建築健康保険組合に提出してください。

※ インフルエンザ予防接種補助金請求書は、当健康保険組合のホームページのトップページメニューバー「保健事業」からプルダウンで疾病予防を選択または、「届出・請求書のダウンロード」コーナーの「保健事業」からダウンロードしてご使用願います。

新型コロナワクチン接種補助金請求書は「けんぽからのお知らせ」令和7年10月1日に掲示していますので、ダウンロードしてご使用願います。

※ 必要な添付書類等については、請求書の「領収書必須5項目」を参照してください。なお、請求書には、「(接種を受けた者が支払った場合)と(事業主が支払った場合)」の2種類がありますので、ご留意願います。

- 5 振込み 補助金は、事務費の軽減等を図るため、事業所の所定の口座に振込みをさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

第134回決算組合会の結果について（ご報告）

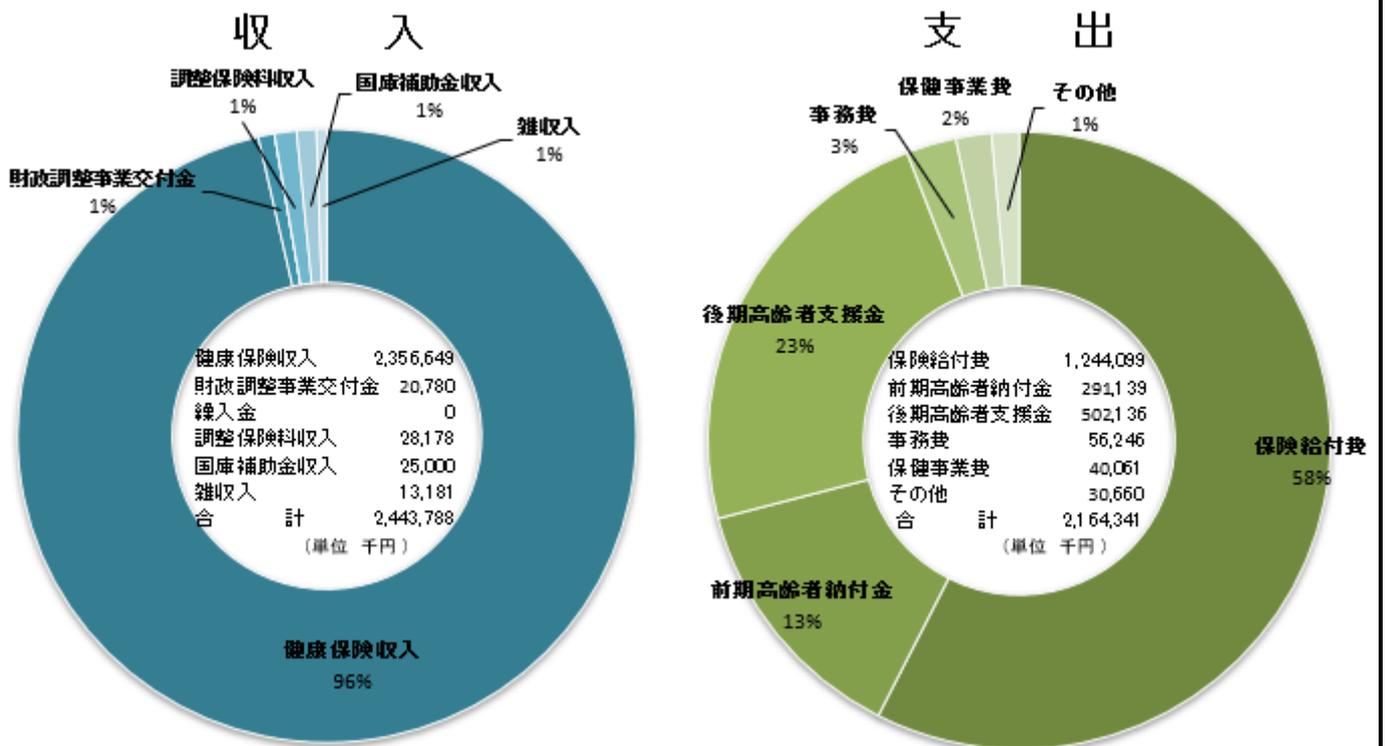
1. 令和6年度収入支出決算の概要

令和6年度の決算は3年連続で経常収支が黒字で決算を終えることができました。

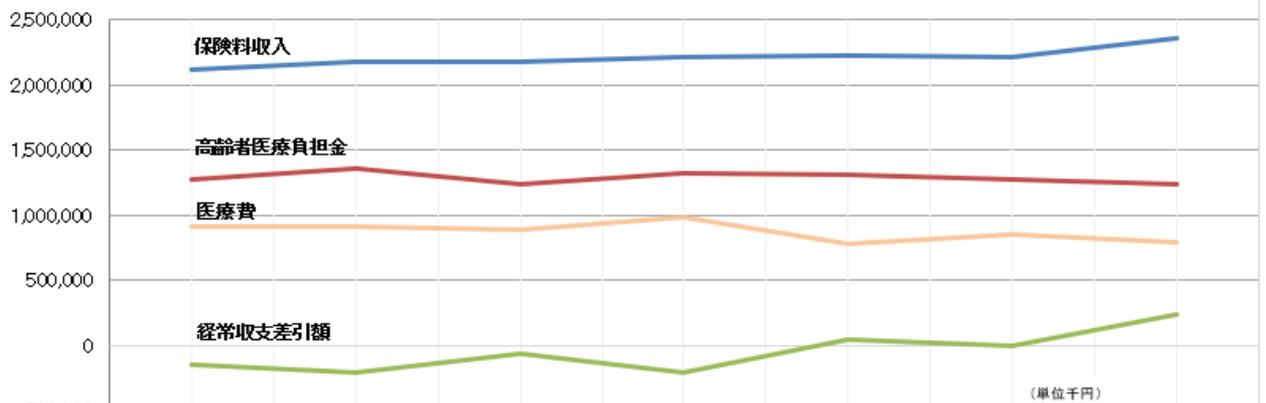
決算後の残金は2億8,244万7千円、経常収支（国や健保連からの補助金を除き保険料収入のみでの収支）では2億3,488万1千円の黒字となりました。

前年度との比較では、保険料収入は今年度から健康保険料率を4%引き上げたこと、および報酬額の増加により6.34%、1億4千万円の大幅増となりました。

支出面では、医療費支出（保険給付費）が2.34%、2,977万6千円減、高齢者医療制度への拠出金（前期納付金、後期支援金）が6.50%、5,515万7千円減と、いずれも大幅減となりました。



収支の変遷



	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算
健康保険収入	2,123,848	2,185,229	2,177,697	2,218,612	2,293,311	2,216,066	2,356,649
保険給付費	1,274,703	1,361,800	1,245,019	1,324,493	1,315,959	1,273,875	1,244,099
高齢者医療負担金	913,671	915,254	887,304	987,557	780,767	848,431	793,275
経常収支差引額	-147,315	-200,603	-65,653	-206,660	40,811	2,715	234,811

2. 第134回組合会の議事について

- 1 日 時 令和7年7月28日(月)
- 2 場 所 兵庫建設会館 4階会員ホール
- 3 出席議員 24名(議員定数28名)

4 議 題

(1) 議案等について

- ① 令和6年度収入支出決算(案)について (第1号議案)
- ② 令和6年度事業報告(案)について (第2号議案)
- ③ 令和6年度収入支出決算残金処分(案)について (第3号議案)
- ④ 健康保険料率の見直し(案)について (第4号議案)
- ⑤ 兵庫県建築健康保険組合監査報告について (報告第1号)
- ⑥ 第215回財政対策委員会・
第26回健康管理事業推進委員会の開催結果について (報告第2号)
- ⑦ 子ども・子育て支援金制度について (報告第3号)

5 結 果

(1) 谷理事長は開会にあたり次のとおり挨拶を述べられました。

先ごろ行われた参議院議員選挙において、見坂さんへのご支援に感謝申し上げます。

結果は与党の過半数割れと共に、政治勢力の分散が顕著になり、国会の混迷が危惧される。

今年の6月に労働安全衛生規則の改正があり、熱中症予防対策が義務化された。皆さま方におかれ
ては、抜かりなく対策を講じておられることと思うが、社員や協力会社の皆さまの健康管理とあわせ
て、ご自身の健康にもご留意いただき、長い夏を乗り切っていただきたい。

本日は令和6年度収入支出決算の報告をさせていただく。

令和6年度の経常収支は、皆さま方からお預かりした保険料の範囲内で、支出のすべてをまかなう
ことができた。この令和6年度から健康保険料率の引き上げをさせていただいたことにより、黒字と
なることは当然であるが、想定を超えて大幅な黒字決算になった。

令和5年の保険料率の引き上げ提案の際に、令和9年度までに一定額の準備金を保有する目論見で
あったが、前倒しで想定していた準備金水準を達成できる見通しとなった。このことにより、令和8
年度に保険料率の引き下げを行う。

今後の見通しについては、令和10年度には団塊ジュニア世代が65歳に到達しはじめ、高齢者医
療費の急増は避けられない見込み。

今後とも高齢者医療費の動向に注視しつつ、当健康保険組合加入者の健康の保持・増進に努める。

(2) 第4号議案「健康保険料率の見直し(案)について」事務局は次のとおり説明しました。

令和8年3月分保険料より健康保険料率を見直し、調整保険料と合わせて10.1% (パーミル、標
準報酬月額10.1%)に変更する。

令和7年2月26日、第132回組合会で、令和6年度決算見込では2億円程度の黒字が見込める
こと、および、令和7年度予算においても経常収支の黒字が見込め、令和5年に想定した安定経営の
ための一定の準備金保有の見込みが立ったこと。一方で、保険料負担が増えたことにより健康保険組
合のメリットを疑問視する意見が出されていること。

以上のことから、保険料率の見直しについて提起し、検討を進めていくことのできることを了承を得た。

今般、令和6年度決算を終えたところ、経常収支は234,811千円の黒字となったことから、令和8
年度予算編成に向けた財政対策委員会において、令和7年度決算見込を基に保険料率設定を諮り、令
和8年度予算編成にかかる第135回組合会(予定)において承認を得る。

(3) 議案はすべて承認されました。

以上

～40歳以上*の被扶養者の方へ～

※今年度中に40歳となる方を含む、令和7年4月1日現在加入している方

令和7年5月26日付で、「受診券」をご自宅へ送付しています。

今年度特定健診を受診されていない方は①～⑤の受診方法より選択して受診してください。

【注意】①～⑤は重複して受診(請求)することはできません。重複された場合は、重複分の補助金を返納していただきます。

①	受診券 を使って受診する	特定健診無料
②	京都工場保健会の 巡回型健診 を受ける	特定健診無料 オプション検査は有料
③	けんぼれん レディース健診 を受ける	特定健診無料 希望者は乳がん検診と子宮頸がん細胞診が無料
④	人間ドック を受ける	15,000円以内の実費補助 令和8年1月末日までの受診で、令和8年2月末日までの請求分のみ
⑤	パート先 で健診を受ける	健診結果(写し)提出で、 1,000円分のQUOカード 進呈

～パート先で受診された方へ～

メールでご連絡いただいた方には、**送付用の封筒をお送りいたします。**

下記QRコードを読み取り、またはメールアドレスを入力してお申し込みください。



kenshin@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp

メールの件名に「**パート先受診**」

本文に「**氏名**」・「**生年月日**」・「**封筒送付先住所**」をご記入のうえ、送信してください。

※このメールアドレスはパート先受診のご連絡専用となっておりますので、その他当健康保険組合へのお問い合わせメールは hyougokenkentiku@mub.biglobe.ne.jp へお願いします。

マイナンバーカードをお持ちですか？

Yes

次ページへ

No

以下の方法で
申請しましょう。



マイナンバーカードは、次の4つの方法で申請できます。

① スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書*の二次元コードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



*オンライン申請をご希望の方やマイナンバーが分からない方は、お住まいの地区町村窓口にて「交付申請書」を無料でお渡ししています。



② パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



③ 証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内通りに、必要事項を入力
- ④ 画面の案内通りに、顔写真を撮影して送信し、申請完了

④ 郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヵ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合

専用サイトから交付申請書と封筒がダウンロードできます。

プリントアウトしてお使いください。

マイナンバーカード 郵便



マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

マイナンバーカードの
申請方法はこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>



マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードのこと。プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、本人確認のための身分証として利用できるほか、電子証明書を利用した電子申請（自治体サービス、e-Tax等）など、さまざまなサービスにご利用いただけます。

電子証明書とは？

- ① 署名用：インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用するもの
例）電子申請（e-Tax等）、民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録 など
- ② 利用者証明用：インターネットサイト等にログイン等をする際に利用するもの
例）行政のサイト（マイナポータル等）や民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン、コンビニ交付サービス利用 など

それぞれの有効期限について

【マイナンバーカード】発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで

【電子証明書】年齢を問わず、発行日から5回目の誕生日まで

※有効期限の2～3カ月前を目途に送付される「有効期限通知書」にしたがって更新してください。なお、更新にかかる手数料は無料です。

保険証の利用登録はお済みですか？

Yes ↓

No ↓

わからない ↓

マイナ保険証で受診

以下の方法で
申請しましょう。

下部のマイナポータルで
確認しましょう。



保険証登録は、次の3つの方法で申請できます。

1 マイナポータルでの申請 (スマートフォン)

必要なものを準備

アプリを起動

利用規約等を確認後、同意

マイナンバーカードを
読み取る

申込完了

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



- マイナポータルアプリを起動
- 「申し込む」をタップし、申込のページを開く



- 「マイナポータル利用規約」をご確認いただき、「同意して次へ進む」をタップ ※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。



- 数字4桁の暗証番号を入力する
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始をタップ



2 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでの申請

カードリーダーに
マイナンバーカード
を置く

- 本人確認 (顔認証等)
- 同意取得 (お薬情報など)

お申し込み

申込完了



保険証登録
未実施の場合は、
次の画面へ

※カードリーダーの
メーカーにより
画面が異なります。

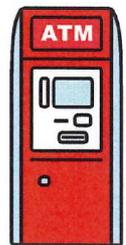


マイナンバー
カードが保険証と
して利用可能に!

※カードリーダーの機種によっては、本人確認や同意取得の必要となるタイミングが異なる場合があります。
※申込完了までに少し時間がかかる場合があります。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

3 セブン銀行ATMでの申請

ATM画面の各種お手続き
> 健康保険証利用の申込み
ボタンを押し、画面の指
示に従って操作・申請して
ください。



<https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html>

健康保険証
利用は
ここから
事前登録を

行政機関とのやり取りは自分専用サイト

マイナポータルで!

マイナポータルとは

子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイト

マイナポータル
サービスストップは
こちら



あなたの情報を手元で確認

行政機関などが保有するあなたの情報 (世帯情報・税・社会保障等) を確認することができる

子育て・介護・引っ越し・そのほか
さまざまな申請がオンラインで可能に
自宅のパソコンやスマホで申請ができる

健診結果、医療費情報、
薬剤情報も確認が可能に!